

議案第 69 号

川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定についての市長の専決処分  
の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について  
特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると  
認め、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、  
承認を求める。

平成 23 年 5 月 23 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分する。

平成23年 4 月 1 9 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市基金条例の一部を改正する条例

川崎市基金条例（昭和46年川崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号の表に次のように加える。

東日本大震災被災者等支援基金	東日本大震災の被災者等の支援事業の資金に充てる。
----------------	--------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

東日本大震災による多数の被災者等に対する迅速な支援が求められている状況において、当該被災者等の支援事業の資金に充てるための基金を設置するため、早急に川崎市基金条例の一部を改正する条例を制定する必要性が生じたため